

障発0124第7号
平成26年1月24日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
関係団体の長
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「指定施設における業務の範囲等について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により、今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の平成26年4月1日施行分が施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

記

- 1 「指定施設における業務の範囲等について」（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添1のとおり改正する。
- 2 「精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について」（平成23年8月5日障発0805第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添2のとおり改正する。